

NEWS

from
MIYAGI PREFECTURAL
ARCHIVES

Vol. 24

宮城県公文書館だより

第 24 号

県庁出張展 コレラ大流行 開催



●ワークス

公文書館へようこそ

●公文書レポート

出張展コラボ企画
明治のコレラ死者供養

●寄贈図書を紹介

●お知らせ



ご案内

期間 平成 25 年 11 月 18 日～12 月 20 日
場所 宮城県庁 18 階 県政広報展示室

明治から現代まで、人々が抱いたコレラへの恐怖や行政の対応を、僕たちコロリンとコレランが紹介するよ。

このオリジナル絵葉書ももらえるよ。

ワークス 公文書館へようこそ ～利用のための予備知識～

❖ 公文書館ってこんなところ

当館は、明治以降の県行政文書を中心に、歴史的事実の記録として重要な公文書を県民共有の知的資源として保存し、後世に残すとともに、広く一般の利用に供するための歴史資料保存施設です。

公文書館は敷居が高い、とおっしゃる向きもあるかと思います。確かに歴史資料は、唯一無二の大切なものです。しかし、この資料群は、研究者の専門的利用に限らず、誰でも利用することができます。

さて、唐突ですが、ご承知のように、知事は公選で選ばれます。県知事選の結果によって新旧交代もあります。この時、新旧知事の間で交わされる事務引継ぎの内容はいかなるものか、知りたいと思いませんか？

写真をご覧ください。これは当館所蔵の『知事事務引継書』※1です。昭和27年（1952）10月8日宮城音五郎新知事と崎田義雄副知事（知事職務代理者）の間に交わされた事務引継ぎの内容が記録されています。ここには当時の県政の過去・現在・未来にかかる重要事案が記載されており、例えば「第7回国体開催準備概況」、「未帰還者の調査」、「公営住宅建設三ヶ年計画」などの事案が列記されています。

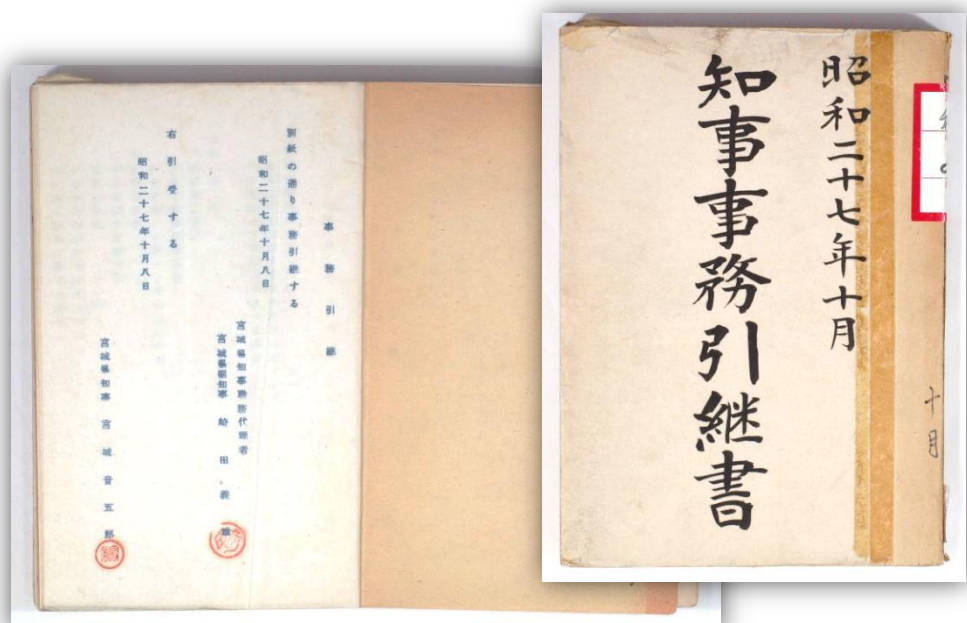
このように公文書は、県民に身近な過去の出来事について、その時行政がどのように対処したのかを明らかにしてくれます。

当館は、明治期からの学校関係文書、鉄道関係文書、野蒜築港関係文書、社寺関係文書など、おすすめの資料を多数所蔵しています。皆様もお手に取ってみたいはいかがでしょうか。

また当館は、所蔵資料の閲覧を通して、県機関として行

政説明責任の一端を果たす役目も担っています。

どうぞ当館にお越しになり、関心のあることや調べてみたいことを職員にお尋ねください。私どもは、精一杯お応えいたします。



❖ ご利用に際して

◆当館の所蔵公文書点数（H25.3.31 現在）

・所蔵資料総数 45,480 点

うち 公文書：明治期 3,671 点 大正期 1,692 点 昭和期 25,472 点 平成期 4,912 点

絵 図 面：1,565 点

行政資料等：8,168 点

☆毎年度 700～800 冊の公文書資料が当館に移管されます。これに加えて東日本大震災に関する資料も移管されます。

◆当館所蔵資料の検索

◎自宅から検索

宮城県公式ウェブサイト <http://www.pref.miyagi.jp/> のトップページへ

⇒一番上の「組織でさがす」をクリック

⇒画面の上方の総務部・地方機関の中の「公文書館」をクリック

⇒画面中ごろにある「収蔵資料検索」をクリック

⇒収蔵資料検索画面の「収蔵資料検索」をクリック

⇒画面最下段の「公文書館」の「歴史的・文化的価値ある文書」で明治・大正・昭和期ごとにエクセルファイルで確認ができます。

◎公文書館に来て検索

・当館閲覧室のパソコンで「宮城県公文書館収蔵資料検索システム」を使ってキーワード検索します。

・上記の収蔵資料検索システム内容を年代別、分類別に簿冊化した「閲覧台帳」で検索します。

◆資料を閲覧する時の注意 ～大切な資料を保存するためのお願い～

◎閲覧の前

・筆記用具以外の所持品は備え付けのロッカーへ入れましょう。

・時計、指輪を外しましょう。

・手を洗いましょう。

◎資料を見る時

・資料閲覧申請の際に、住所氏名の確認をさせていただきます。運転免許証など確認できる書類をご用意ください。

・筆記は鉛筆を使いましょう。

・指なめ、書き込み、重ね写しは止めましょう。

・資料の撮影を希望される方は、窓口にお申出ください。

・撮影はストロボ無しでお願いします。

・資料の中の「一部非公開」と朱書された袋を外さないでください。

◆資料の有料複写サービス

・複写を希望される方は、窓口にお申出ください。

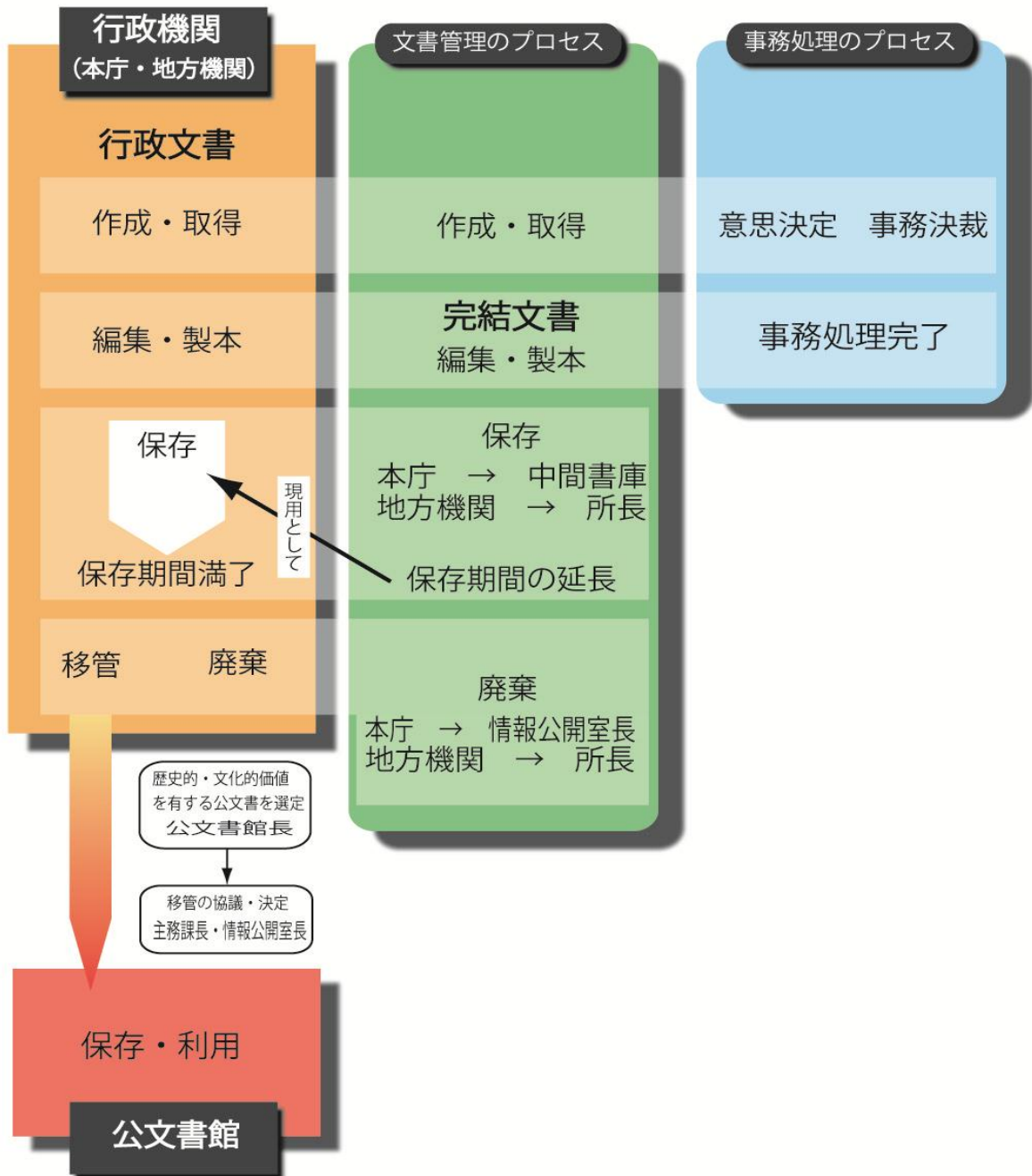
・複写は白黒のみ 1 部 10 円、1 回に 50 枚以内でお願いします。

❖ 行政文書のライフサイクル —行政文書が公文書館資料になるまで—

行政文書は、県職員が職務上作成し、又は取得した文書・図面・写真・スライド・マイクロフィルム・デジタル記録で職員が組織的に用いるものとして文書管理されているものです。

行政文書には、重要な政策選択の過程や結果の記録、社会情勢、住民の社会的・経済的・文化的諸活動などの記録が含まれており、ここに歴史資料としての歴史的・文化的価値を見出すことができます。

行政文書のライフサイクル



◆行政文書の保存

事務処理が完了した行政文書は製本され、最長で 30 年保存されます。

◆行政文書の廃棄

保存期間が満了した行政文書は、行政の現場で常時使用する文書を残し、他は廃棄対象文書になります。

◆歴史的・文化的価値がある文書等の評価・選定

公文書館長は、行政機関の保存文書を包括的に監理している県政情報公開室長の依頼を受け、行政機関（県議会、警察本部を除く）で保存期間が満了し廃棄対象となっている行政文書の中から、一定の評価基準に照らし、かつその文書等が作成された当時の県政重要施策等を史料の上、公文書館に保存すべき歴史的・文化的価値を有する重要な公文書を選定します。

◆歴史的・文化的価値のある公文書館資料の移管

公文書館長が選定した公文書等は、県政情報公開室長がそれを作成した課・所の長と協議の上、保存を決定し、公文書館に移管されます。

◆移管された公文書館資料の内容調査

移管された公文書館資料は、一点ごとに内容調査と所要の補修を行い、これを記録します。

◆資料の利用

歴史資料としての情報を当館の「宮城県公文書館収蔵資料検索システム」及び閲覧台帳（年代別・分類別）と県公式ウェブサイト内の「収蔵資料検索」に登録し、利用に供されます。

◆公文書館資料の利用が制限される場合（制限内容の一部を記載）

- ・公文書館資料に記録された個人の秘密に関する情報を公開することにより、その個人の権利利益を不当に害するおそれのあるものは利用が制限（非公開・一部非公開）されます。
- ・公文書館資料に記録された個人の秘密情報の性質によって、利用制限期間が決められます。
- ・行政機関で作成され、又は收受された年度の終了日の翌日から 30 年を経過していない公文書館資料は利用が制限されます。

◆当館の資料保存環境

公文書館資料は代替性のない県民共有の知的資源です。当館では、24 時間適正な温湿度に制御された書庫に保存しています。

(参考)

宮城県公文書館事業にかかる「行政文書管理規則」「文書規程」「公文書館条例」「公文書館条例施行規則」の例規は、宮城県公式ウェブサイト <http://www.pref.miyagi.jp/> のトップページ「県庁の情報」欄の「県例規集」から「例規検索システム REIKI-BASE」に入りますと本文を検索ができます。

※1 資料配架番号【S27-2033】

公文書レポート 出張展コラボ企画 明治のコレラ死者供養

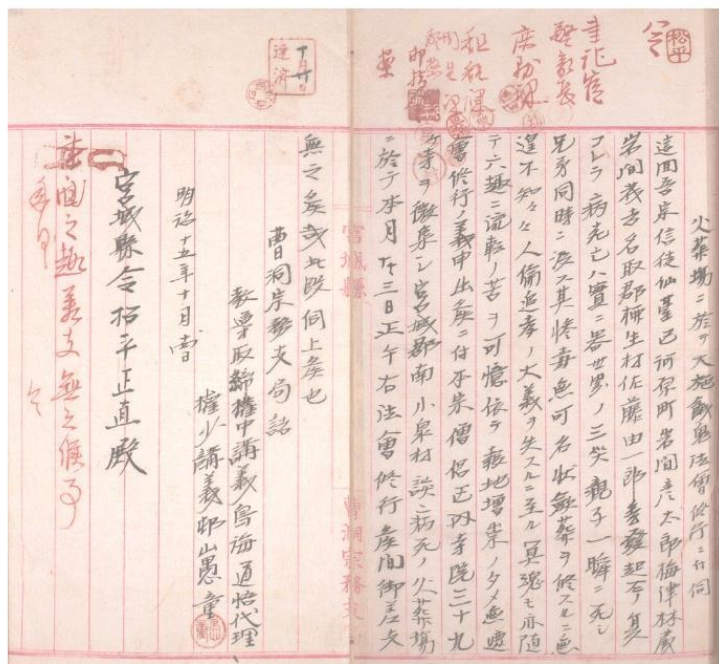
専門調査員 澁谷悠子

秋の深まりとともに朝晩の冷え込みが厳しくなり、風邪やインフルエンザが心配な季節になりました。これらは人から人へうつる伝染病で、のどの痛みや鼻水・せき等の症状があらわれます。特にインフルエンザは小さいお子さんやご高齢の方がかかると重症化することもあり、油断できない病気といえます。

同じ伝染病のなかに、幕末から明治にかけて猛威を振るったコレラという病気があります。明治政府・宮城県、そして民衆のコレラ対応策をテーマとした出張展「コレラ大流行」を12月20日(金)まで宮城県庁で開催しています。出張展と連動し、今回の公文書レポートでは出張展で紹介しきれなかった史料を中心に取り上げてみたいと思います。なお、出張展につきましては巻頭のお知らせをご覧ください。

水・食べ物、コレラ患者の排泄物等を通じてコレラ菌が体内に取り込まれると激しいおう吐と下痢を引き起こします。幕末から明治に流行したコレラは症状が激しく、死亡までの時間が短いという特徴がありました。いったん流行が始まると、昨日まで元気だった人が翌朝コレラで死んでいるという事が頻発したため、コレラは人々から大変恐れられました。宮城県ではコレラ対策としてコレラ患者の隔離・消毒を行いました。こうしたその場しのぎの方法ではコレラ流行に歯止めをかけることができませんでした。

明治15年(1882)の大流行では夏季に県内で多数のコレラ死者が発生しました。人々は、次から次にあらわれるコレラ患者の対応と感染拡大の阻止に追われました。流行が一段落し、人々の生活に落ち着きがみられるようになると、コレラ死者の供養が各地で行われました。同年10月14日、曹洞宗務支局詰の村山愚童から宮城県令の松平正直に対して、コレラ死者の供養行事開催に関する伺いが出されました(写真参照)。伺いには、宮城郡南小泉村(現在の仙台市若林区南小泉)該病院(避病院)の火葬場に曹洞宗の僧侶を集め、コレラによって非業の死をとげた死者たちの供養を行いたいということが記されています。感染の広がりを防ぐため、腸内に無数のコレラ菌を有する遺体は火葬が推奨されており、流行時に各地で作られた避病院には火葬場と一緒に設けられることがありました。たくさんのコレラ死者の遺体を



「火葬場二於テ大施餓鬼法会修行二付伺」

『社寺雑件』明治15年(1882) 資料配架番号【M15-14】

焼いた火葬場が供養を行うのにふさわしい場として選ばれたのだと思われます。また、見出しにある「大施餓鬼（おおせがき）」とは、飢餓に苦しんで災いをなす鬼や無縁の亡者の霊に飲食を施す仏事のことです。この案件は無事に許可されていますが、具体的にどのような供養が行われたのか、残念ながらこの史料には詳しいことが書かれていません。

コレラ死者供養の実態を探るため、宮城県図書館所蔵『陸羽日日新聞（りくうにちにちしんぶん）』を読んでみましょう。供養行事の中身をみると、大施餓鬼や馬を走らせながら鎬矢（かぶらや）を射る流鎬馬（やぶさめ）とともに、花火を打ち上げることが度々あったようです。明治 15 年 11 月 20 日の記事には、

遠田郡不動堂村の後藤政康・石塚左丘等の發起にて有志を募り、過般悪疫の為に死亡せし者の霊を慰せんと、去る十二日を以て同村皎善寺に近郷各寺の僧侶廿余名を招待し、大施餓鬼を執行し、参詣人に酒飯を饗し、又紅白の餅数石を撒き、且つ死者遺族へは金若干を恵与せしと、然れば午後五時右式了るや、同村字一本柳圀に於て数百本の烟花を打揚しが、何れも上出来にて見事なり

と書かれています。遠田郡不動堂村（遠田郡美里町不動堂）では、後藤政康ら発起人が有志を集め、去る 11 月 12 日、近郷の僧侶たちを同村の皎善寺（こうぜんじ）に招いて大施餓鬼を行いました。参詣人にはお酒や食事・紅白餅を提供し、コレラ死者の遺族へ見舞金が出されました。最後は数百発の烟花（花火）で締めくくられています。

現在、夏の風物詩として全国的に有名な隅田川花火大会は、享保 17 年（1732）の大飢饉で亡くなった人を供養し、悪疫を退散させるために始まったといわれています。花火は単に納涼を楽しむだけでなく、独特の音と光によって死霊を慰め、悪いものを祓うという意味があるとされています。

明治 15 年の秋の夜空に輝いた花火は、コレラで亡くなった人々へ供えた花束だったといえます。



寄贈図書の紹介

平成25年8月から同年11月までに、関係各位より寄贈された図書・雑誌の一部をご紹介します。ご紹介した図書・雑誌は本館閲覧室で自由に閲覧することができます。

三重県環境生活部	『三重県史研究』第28号
財元興寺文化財研究所	『元興寺文化財研究所研究報告』2012
沖縄県教育委員会	『沖縄史料編集紀要』第36号
鳥取県	『鳥取県の妖怪ーお化けの視点再考ー』鳥取県史ブックレット13
宮内庁	『摂政官と関東大震災ー宮内庁の記録からー』
神奈川大学日本常民文化研究所	『民具マンスリー』第46巻第4～6号
仙台市博物館市史編さん室	『市史せんだい』vol.23
滋賀県県政史料室	『公文書でたどる近代滋賀のあゆみ』
半澤秀雄	『姓名 小原と半澤よもやま話』
碧南市教育委員会	『碧南出身の人物伝 山中信天翁物語』碧南市史料別巻8

このほか、たくさんの関係機関から寄贈がありました。ありがとうございました。

お知らせ

臨時休館日・開館時間変更のご案内

12月28日(土)	午後1時まで
1月4日(土)	臨時休館
2月18日(火)～28日(金)	臨時休館
3月1日(土)	午後1時から
3月28日(金)	午後1時まで

公文書館だより バックナンバー

『公文書館だより』のバックナンバーは公文書館ホームページからダウンロードできます。

HP アドレス

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/tayo-ri2.html>

宮城県公文書館だより 第24号

平成25年(2013)12月5日 発行

編集・発行者 宮城県公文書館

〒981-3205 宮城県仙台市泉区紫山1-1-1

電話番号 022(341)3231 FAX 022(341)3233

E-Mail koubun@pref.miyagi.jp

HP <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koubun/>

